

平成 29 年 第 1 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 1 月 13 日 (金) 14 時 55 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之		
議 事			
	日程第 1	議事録署名委員の指名	
	日程第 2	議案事項	
		<p>議案第 1 号</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号</p> <p>農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p>2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p>3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p>開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p> <p>報告第 2 号</p> <p>証明願に対する証明事項の報告について</p>	
出席委員	12 名	番号は議席番号	
	2 番	伊藤 繁幸	3 番 田中 信行
	4 番	彌田 和好	5 番 園田 喜久男
	6 番	山本 國雄	7 番 久保 賢一
	8 番	大野 泰徳	9 番 恒松 直之
	10 番	西本 義矩	11 番 恒松 はつみ
	12 番	原 年江	13 番 荒木 秀登
欠席委員	なし		

出席職員	事務局長 伊藤 諒次 補佐 藤本 智美 主査 吉田 悠子							
	14時55分 開会							
事務局長	<p>只今より平成29年第1回別府市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は12名で、在任委員定数12名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、お願いがございます。議案に上程いたしました案件につきまして質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。また、やむをえず離席する際は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは会長、お願いいたします。</p>							
会 長	<p>あらためまして、明けましておめでとうございます。皆様においては輝かしい新年を迎えられたのではないかと思います。昨年にご無理も申しましたが、皆様のご協力により事業がスムーズに進みました事を厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年は酉年で商売の年といいますが、農業も当たり外れがあり、商売みたいなものでございます、今年一年は天候に恵まれて作物も順調に育ち、儲かる農業になればいいなと思っております。</p> <p>今年7月はいよいよ改選であります。事務局で準備を進めておりますが、2月から(経営所得安定対策に係る)集落説明会が始まりますので、その時に集まった方々に事務局から農業委員の選考方法の変更等の説明をする予定です。</p> <p>まあ、現委員は最後の年になりますので、来月から最後の集大成として、次期体制のためにここはこうしたらいいのではとか、いろんな</p>							

<p>議 長</p>	<p>アイデアを出していただき、次にバトンタッチできればいいんじゃないかという思いでありますので皆様のご協力をお願いします。</p> <p>それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくお願ひいたします。</p> <p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>全 員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご同意いただきましたので、4 番 彌田委員と、7 番 久保委員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布してございます。</p> <p>議案第 1 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてが 2 件、議案第 2 号は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」が 5 件、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」が 4 件、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」が 12 件で「取消し」が 1 件でございます。</p> <p>次に、報告第 1 号、開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告についてが 2 件、報告第 2 号、証明願に対する証明事項の報告となっております。それからその他となっております。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは説明をさせていただきます。</p> <p>議案第 1 号</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について</p> <p>番号 1 譲渡人 別府市大字南立石 無職</p> <p>譲受人 大分市汐見 2 丁目 自営業</p> <p>区分 市街化区域</p> <p>申請の土地 大字南立石温川 田 (畑) 1,755 m²</p>

	<p>場所は本村橋から一気登山道沿いに 150m 程進んだ所です。</p> <p>譲受人の耕作面積 田 10.01a、畑 55.18a、計 65.19a</p> <p>譲渡人の申請事由 高齢により耕作が困難なため</p> <p>譲受人の申請事由 自営業の為時間が自由に使えるので耕作に支障はなく、農業経営規模を拡大したい</p> <p>番号 2 譲渡人 大分市錦町 1 丁目 無職</p> <p>譲受人 大分市汐見 2 丁目 自営業</p> <p>区分 市街化区域</p> <p>申請の土地 大字南立石温川 田(畑) 1,140 m²</p> <p>場所は、番号 1 の隣接地です。</p> <p>譲渡人の申請理由 大分市に住んでおり別府市の土地へ頻繁に通い管理をする事が困難になった為</p> <p>譲受人の申請事由 自営業の為時間が自由に使えるので耕作に支障はなく、農業経営規模を拡大したい</p> <p style="text-align: right;">以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局からの説明が終わりました。この件につきまして地元の委員より補足説明があればお願いします。</p>
西本委員	<p>譲渡人は高齢で大分に在住して自分では耕作できないので、近所の方に畑を貸しており、現況も畑として使用しているので、譲受人が耕作するには支障のない状態の土地であります。</p>
議 長	<p>地元の委員からの説明に補足させていただきます。この土地は位置的に他の条例の規制がかかる土地(風致地区、開発許可、景観法等)なので他に利用が難しい。ちゃんと農地として利用するなら支障をきたさないもので大丈夫であろうと思います。この件につきまして何か意見はございませんか?</p>
全 員	なし
議 長	<p>それではこの 2 件について許可する事にご異議はございませんか?</p>

全 員 議 長	<p>異議なし</p> <p>別に異議もないようですので、農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件を許可することに決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第 2 号農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告についてのうち、「農地法第 3 条の 3 の規定による届」、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届」、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>議案第 2 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p>番号 1 申請人 別府市大字平道</p> <p>区分 市街化区域</p> <p>申請の土地 大字平道字高月 田(田) 971 m² 外 4 筆 合計 2,645 m²</p> <p>権利を取得した日及び事由 平成 28 年 11 月 8 日 相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容 所有権</p> <p>あっせん等の希望の有無 無</p> <p>届出年月日 平成 28 年 11 月 21 日</p> <p>番号 2 申請人 別府市大字浜脇</p> <p>区分 市街化区域・市街化調整区域</p> <p>申請の土地 大字浜脇字川久保 田(田) 842 m² 外 3 筆 合計 3,227 m²</p> <p>権利を取得した日及び事由 平成 28 年 10 月 20 日 相続</p> <p>取得した権利の種類及び内容 所有権</p>

あっせん等の希望の有無 無

届出年月日 平成 28 年 12 月 5 日

番号 3 申請人 別府市大字浜脇

区分 市街化区域・市街化調整区域

申請の土地 大字浜脇字内川 田(田) 1,646 m²

外 8 筆 合計 3,992 m²

権利を取得した日及び事由

平成 28 年 10 月 20 日 相続

取得した権利の種類及び内容 所有権

あっせん等の希望の有無 無

届出年月日 平成 28 年 12 月 5 日

番号 4 申請人 別府市石垣東 2 丁目

区分 市街化調整区域

申請の土地 大字浜脇字申口 田(荒地) 694 m²

外 4 筆 合計 2,552 m²

権利を取得した日及び事由

平成 28 年 11 月 14 日 相続

取得した権利の種類及び内容 所有権

あっせん等の希望の有無 無

届出年月日 平成 28 年 12 月 12 日

番号 5 申請人 東京都小平市花小金井一丁目

区分 市街化区域

申請の土地 大字亀川字横田 畑(畑) 257 m²

外 5 筆 合計 2,286.31 m²

権利を取得した日及び事由

平成 28 年 9 月 9 日 相続

取得した権利の種類及び内容 所有権

あっせん等の希望の有無 無

届出年月日 平成 28 年 12 月 26 日

2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届

番号 1 申請人 別府市大字内竈

無職

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府 田(雑種地) 24 m²

場所は古市町で西念寺の南東、360m 程の所です。

施設の概要 一般住宅用地の一部で既存住宅敷地の拡張用地
全体で 328.39 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 21 日

番号 2 申請人 別府市大字南立石

不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字岩国 畑(雑種地)522 m²
外 1 筆 合計 1,116 m²

場所は鶴見で、県営原住宅の南です。

施設の概要 宅地分譲用地 35 区画分
全体で 10,128.92 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 1 日

番号 3 申請人 別府市大字浜脇

持分 2 分の 1

調理師 外 1 名

区分 市街化区域

申請の土地 大字浜脇字山家 畑(宅地) 92 m²
外 1 筆 合計 211 m²

場所は山家で、国道 10 号線から山家方面に 250m 程進んだところです。

施設の概要 宅地用地として
鉄骨造 2 階建 211 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 15 日

番号 4 申請人 大分市萩原四丁目

建設業

区分 市街化区域

申請の土地 別府市石垣西六丁目

畑(公衆用道路) 187 m² 外 7 筆

合計 1,035.11 m²

場所は石垣西で、有馬医院のすぐ北側です。

施設の概要 宅地分譲用地の宅地 5 区画、道路、水路用地
1,035.11 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 21 日

3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1 譲渡人 兵庫県宝塚市逆瀬台 1 丁目

持分 2 分の 1

無職 外 1 名

譲受人 別府市大字鶴見

法人役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字竹ノ内

畑(雑種地) 105 m²

場所は竹の内で、友愛保育園の南側です。

施設の概要 駐車場用地 整地のみ 105 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 21 日

番号 2 譲渡人 兵庫県宝塚市逆瀬台 1 丁目

無職

譲受人 別府市大字鶴見
法人役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字竹ノ内
畑(雑種地) 201 m² 外 1 筆 合計 394 m²

場所は、番号 1 の隣接地です。

施設の概要 駐車場用地 整地のみ 394 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 21 日

番号 3 譲渡人 福岡市東区美和台新町
無職

譲受人 別府市大字鶴見
法人役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字竹ノ内
畑(雑種地) 200 m² 外 1 筆 合計 404 m²

場所は、番号 1、2 の隣接地です。

施設の概要 駐車場用地 整地のみ 404 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 21 日

番号 4 譲渡人 別府市大字鉄輪
無職

譲受人 別府市大字鉄輪
菓子製造・卸業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪字白畑ケ
田(田) 1,250 m²

場所は北鉄輪 大光院の北側です。

施設の概要は駐車場用地部分 砂利敷 495 m²

家庭菜園部分 755 m² 合計 1,250 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 28 日

番号 5 譲渡人 福岡県福岡市西区愛宕浜 1 丁目

無職

譲受人 別府市大字別府

会社員 外 1 名

区分 市街化区域

申請の土地 原町 田 (雑種地) 37 m²

場所は原町で、流川通 17 丁目、朝見川の平安橋から東に 450m 程
進んだ所です。

施設の概要 自己住宅用地の一部 木造 2 階建 119 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 11 月 30 日

番号 6 譲渡人 別府市大字鶴見

無職

譲受人 広島県広島市中区舟入南二丁目

不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字原 畑 (雑種地)

727 m² 外 1 筆 合計 785 m²

場所は鶴見で、県営原住宅の南側です。

施設の概要 宅地分譲用地 35 区画 総面積 10,128.92 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 1 日

番号 7 賃貸人 神奈川県横須賀市池田町 1 丁目

会社員

賃借人 別府市西野口町

不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 幸町 田(雑種地) 421 m²
外 1 筆 合計 1,096 m²

場所は幸町で、幸町公民館の北と南です。

施設の概要 月極駐車場用地 アスファルト舗装 1,096 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 6 日

番号 8 賃貸人 愛媛県八幡浜市保内町川之石
無職

賃借人 別府市西野口町
不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 幸町 田(雑種地) 185 m²
外 1 筆 合計 685 m²

場所は、番号 7 の隣接地です。

施設の概要 月極駐車場用地 アスファルト舗装 685 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 6 日

番号 9 譲渡人 東京都中野区中央 4 丁目
無職

譲受人 福岡県北九州市小倉北区井堀四丁目
会社役員

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石字地蔵ノ下
田(雑種地) 112 m²

場所は南立石生目町で、生目町バス停から南西約 250m の所です。

施設の概要 自己住宅用地 木造 2 階建 180 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 28 年 12 月 7 日

番号 10	譲渡人	大分市大字賀来	
			リフォーム業
	譲受人	別府市大字鶴見	
			大学教授
	区分	市街化区域	
	申請の土地	大字平道字下中頭	
			田(雑種地) 305 m ²
	場所は小坂で、マルシヨク関の江店の北西約 300m の所です。		
	施設の概要	庭園用地	現状のまま 305 m ²
	転用の時期	届出受理後	
	専決年月日	平成 28 年 12 月 13 日	
取消し	譲渡人	別府市朝見 2 丁目	
			無職
	譲受人	別府市大字鶴見	
			美容師
	区分	市街化区域	
	申請の土地	朝見二丁目	田(雑種地) 99 m ²
	施設の概要	自己住宅用地	木造 2 階建 130.42 m ²
	転用の時期	届出受理後	
	専決年月日	平成 28 年 9 月 14 日	
	取消年月日	平成 28 年 12 月 19 日	
	取消理由	譲受人の申請を本来であれば 2 名で行うところであつたが誤って 1 名で申請したため、取消をして改めて 2 名で番号 11 にて申請し直しています。	
番号 11	譲渡人	別府市朝見 2 丁目	
			無職
	譲受人	別府市大字鶴見	
		持分 2 分の 1	美容師 外 1 名
	区分	市街化区域	

	<p>申請の土地 朝見二丁目 田(雑種地) 99 m² 場所は、朝見 2 丁目 1 で、朝見浄水場の東です。</p> <p>施設の概要 自己住宅用地 木造 2 階建 135 m² 転用の時期 届出受理後 専決年月日 平成 28 年 12 月 19 日</p> <p>番号 12 譲渡人 東京都中野区中央 4 丁目 無職 譲受人 大分市都町 2 丁目 1 番 10 号 不動産業</p> <p>区分 市街化区域 申請の土地 大字南立石字地藏ノ下 田 (畑) 404 m² 場所は南立石生目町で、大分自動車道と県道別府庄内線の交差点から北に約 4m 進んだ所です。</p> <p>施設の概要 建売住宅用地 木造合板葺 85.91 m² 転用の時期 届出受理後 専決年月日 平成 28 年 12 月 28 日 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今(事務局の)説明が終わりましたが、以上につきましては専決事項の報告でございますのでご了承下さい。</p>
事務局	<p>次に報告第 1 号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について事務局の説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>報告第 1 号 開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について</p> <p>番号 1 申請者 中津市大字下池永 開発区域の位置及び面積 大字鶴見字石田 外 5 筆 合計 2,471.96 m² 場所は北中で、セブンイレブン別府北中店の東です。 都市計画区域及び用途区域 市街化区域・第二種住居地域 開発目的 その他 賃貸用共同住宅 1 棟</p>

事務所の所見

申請地は農地が含まれているため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、隣接地に農地があるので被害が生じる恐れや生じたときは、責任を持って対処して下さい。

番号 2 申請者 別府市石垣西 1 丁目

開発区域の位置及び面積

大字鶴見字井尻 外 2 筆 合計 1,922.92 m²

場所は北中で、市営北中住宅西約 250m の所です。

都市計画区域及び用途区域 市街化区域・第二種住居地域

開発目的 宅地分譲 8 区画

事務所の所見

申請地は農地が含まれるため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、隣接地に農地があるので被害が生じる恐れや生じたときは責任を持って対処して下さい。

以上です。

議 長

今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても受理専決事項の報告でございますのでご了承下さい。続きまして報告第 2 号 証明願に対する証明事項の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

はい。報告第 2 号 証明願に対する証明事項の報告について平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日までの半年分の報告です。

番号 6 土地の表示

大字野田字ザッショウ原 畑 1,109 m²

申請者 別府市湯山

申請の理由 耕作証明

番号 7 土地の表示

大字鶴見字宮ノ前 外 8 筆 田 計 3,443 m²

申請者 別府市大字鶴見

議 長

申請の理由 引き続き農業経営を行なっている旨の証明
以上2件の証明事務を行いました。

諸証明事項別処理状況ですが、耕作証明の内訳は畑が1,109㎡。
納税猶予証明は田が3,168.42㎡、畑が1,373㎡、その他が10.37㎡で
合計4,551.79㎡です。報告は以上です。

ただいま事務局より説明が終わりましたが、この件につきましても
報告事項でございますのでご了承下さい。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。